

福生市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 子ども・子育て支援新制度の概要
- 4 計画策定の経過（策定体制）
- 5 計画の期間

本審議会協議事項

第 2 章 子どもと家庭を取り巻く現状

- 1 福生市の就学前児童を取り巻く環境
- 2 福生市の保育所・幼稚園における現状
- 3 アンケートから見られる現状
- 4 福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

第 3 章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念（案）
- 2 基本方針
- 3 基本目標
- 4 施策の体系

本審議会協議事項

第 4 章 施策の展開

- 基本目標 1
- 基本目標 2
- 基本目標 3
- 基本目標 4
- 基本目標 5

第 3 回審議会にて提示予定

第 5 章 子ども・子育て支援事業計画

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方
- 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

本審議会協議事項

第 6 章 計画の進行管理

第 4 回審議会にて提示予定

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

国は、次世代育成支援として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通して、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成させる環境整備の推進を図ってきました。

福生市（以下、「本市」という）においても同法に基づく「福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、すべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に実施してきました。

しかしながら、ライフスタイルの多様化による未婚化・非婚化並びに晩婚化・晩産化の進行、結婚・出産・子育ての希望がかなわないなどの現状によって、依然として急速な少子化が進んでおり、本市にあっても平成14年をピークに人口減少が続いています。

また、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化による、子育てに対する不安や孤立感と負担感の増加、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していることなど、子どもや子育てをめぐる環境は厳しい現状です。

これら課題に対応し子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げて子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められていることから、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づく新たな子育て支援は、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目指しています。

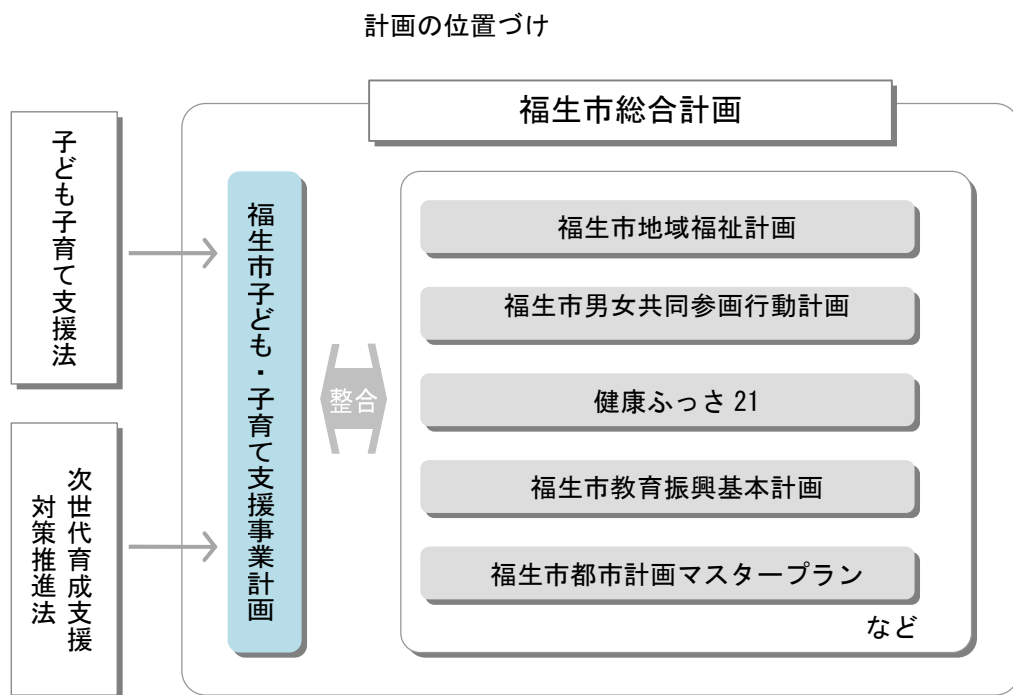
こうした背景を踏まえ、次世代育成支援行動計画の実施評価や子育て家庭へのアンケート調査結果等をもとに、子どもを取り巻く現状と今後の方向性を明確にし、「子どもにとっての最善の利益」の実現並びに子ども・子育て支援施策を通して誰もが「住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりの推進ができるよう、新たに子ども・子育て支援事業計画を策定します。

【 国の動き 】 現在作成中

【 子ども・子育て支援事業計画策定の経緯 】 現在作成中

2 計画の位置づけ

- 子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく計画で、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。
- これまでその取り組みを進めてきた「次世代育成支援対策推進法」に基づく福生市次世代育成支援行動計画を継承しながら、子どもと家庭に関する施策を体系化します。
- 子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。そのため、福生市総合計画、福生市地域福祉計画、福生市障害者計画をはじめとした、他の計画などとの整合を図ります。



3 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 新たな制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されるもので、次の3つの目的を掲げています。

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

(2) 「子ども・子育て関連3法」

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）

(3) 制度の主な内容

① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。具体的には、設置手続きの簡素化や、財政措置の見直しなどが検討されています。

② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。

③ 地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること。

(4) 給付・支援事業について

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

子ども・子育て支援給付

① 子どものための教育・保育給付

○施設型給付

認定こども園・幼稚園（※1）・保育所（※2）

○地域型保育給付

小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・
事業所内保育

※1 私立幼稚園は、新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は現行通り私学助成を継続

※2 私立保育所は、現行通り、市町村が保育所に委託費を支払う仕組み

② 子どものための現金給付

○児童手当

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する。対象の範囲は法定。

①利用者支援（新規）

②地域子育て支援拠点事業

③妊婦健康診査

④乳児家庭全戸訪問事業

⑤要保護児童等の支援に資する事業（養育支援訪問事業）

⑥子育て短期支援事業

⑦ファミリー・サポート・センター事業

⑧一時預かり事業

⑨延長保育事業

⑩病児・病後児保育事業

⑪放課後児童健全育成事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

4 計画策定の経過（策定体制）

（1）市民ニーズ調査の実施

子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児の保護者 1,200 人（回収：599 人）、小学生の保護者 600 人（回収：337 人）、妊婦 60 人（回収：18 人）を対象として、「子ども・子育て支援に関するアンケート」を実施しました。

（2）子育て担い手調査の実施

子育て支援者からみる市民の子育てへの不安や困っていること等を把握するとともに、既に実施しているアンケート調査では把握しづらい、支援の必要性があると思われる子どもたちの状況についても把握することを目的とし、保育所、幼稚園、小学校、学童クラブ、児童館等（各団体所属の 67 人）に調査を実施しました。

（3）「福生市子ども・子育て審議会」の開催

この計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「福生市子ども・子育て審議会」を開催し、今後の子育て支援策や計画の考え方について審議しました。

5 計画の期間

- 本計画は、5 年を 1 期とした計画とします。
- 計画期間は、平成 27 年度～31 年度とします。
- 計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行います。

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

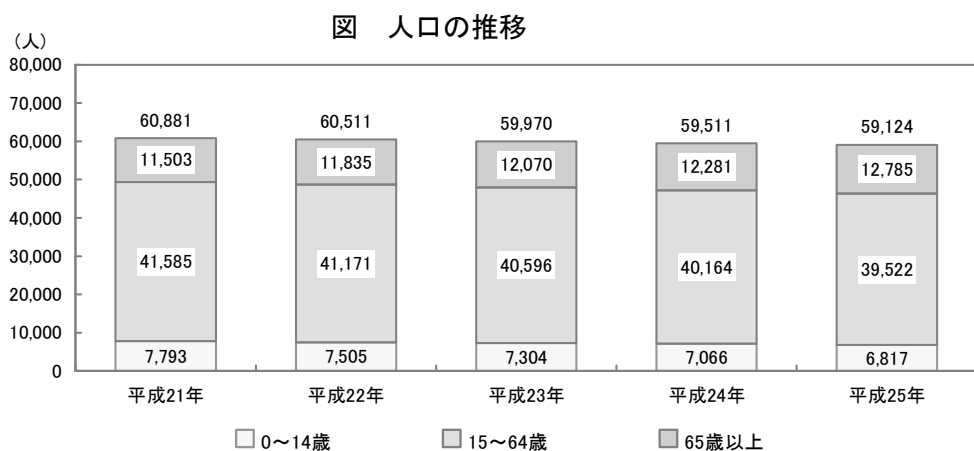
1 福生市の就学前児童を取り巻く環境

(1) 人口

① 人口の推移

人口の推移をみると、総人口は年々減少しており、平成25年では59,124人と平成21年と比べ1,757人減少しています。

年齢構成別にみると、65歳以上人口は年々増加していますが、0～14歳人口、15～64歳人口は減少しており、特に0～14歳人口は平成25年では、平成21年と比べ1割以上減少しています。

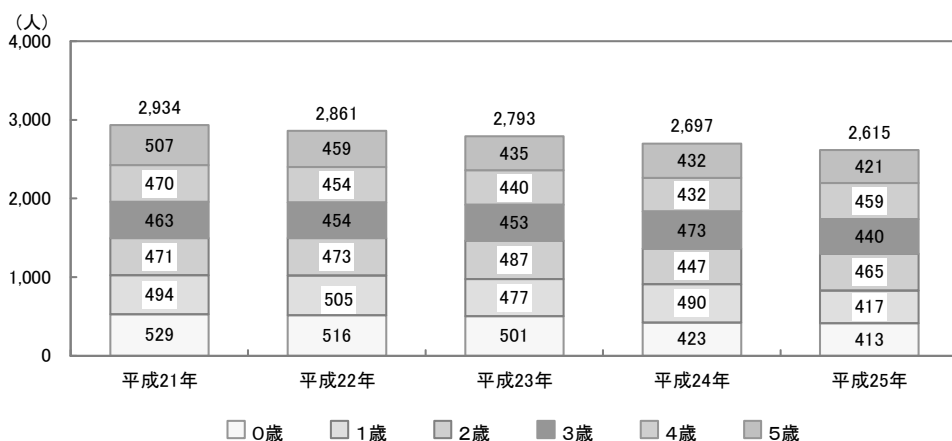


資料：住民基本台帳（各年1月1日）、事務報告書
 （平成21年～平成24年までの外国人登録人数は4月1日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

年齢別就学前児童数をみると、平成21年以降減少傾向にあり、平成25年では2,615人となっています。

図 年齢別就学前児童数の推移

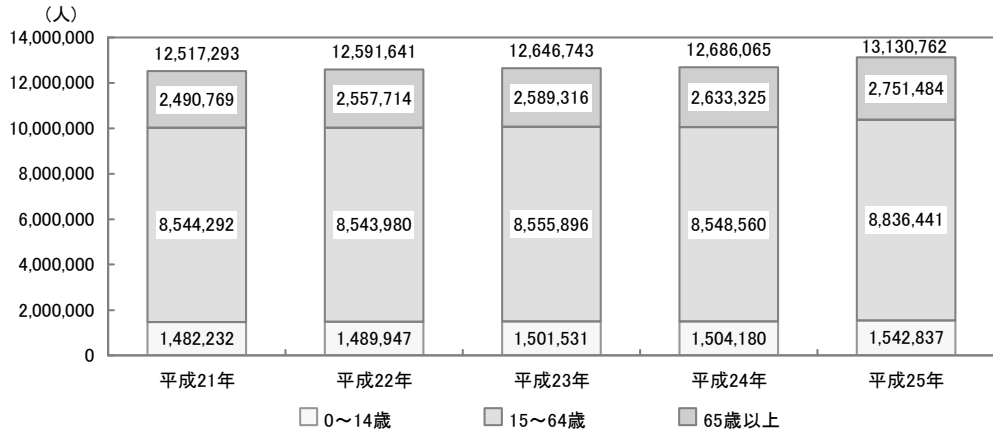


資料：住民基本台帳（各年4月1日）、事務報告書

③ 東京都・国の人口の推移

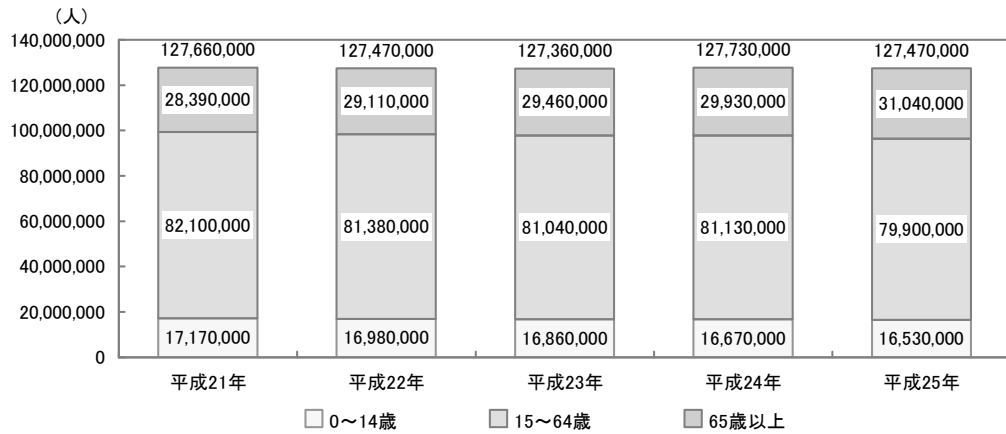
図 東京都・国の人口の推移

[東京都]



資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日）
（平成21年～平成24年は外国人登録人数を含まない）

[国]

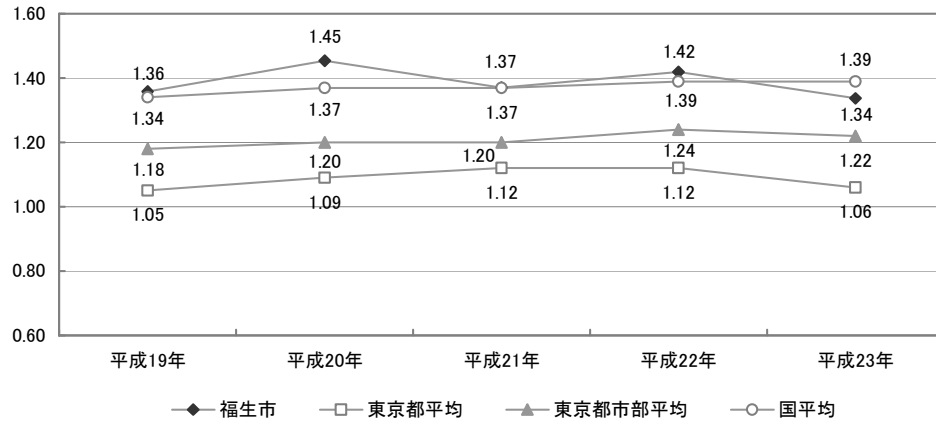


資料：総務省人口推計（1月1日の概算値）

④ 福生市・東京都・国における合計特殊出生率の比較

合計特殊出生率をみると、平成 23 年で、福生市では 1.34 となっており、東京都平均、東京都市部平均に比べ高くなっていますが、国に比べると低くなっています。

図 福生市・東京都・国における合計特殊出生率

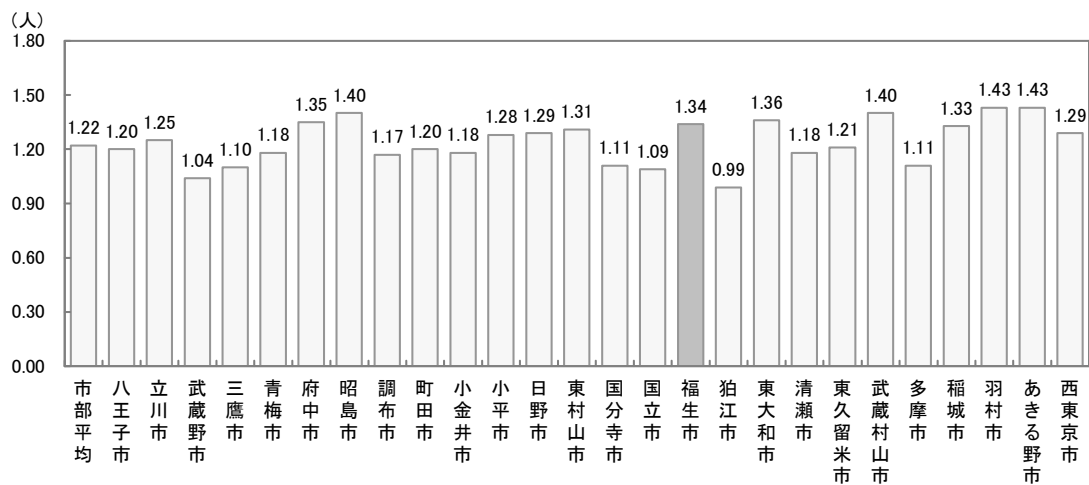


資料：東京都福祉保健局年報

⑤ 福生市・東京都市部における合計特殊出生率の比較

平成 23 年の東京都市部における合計特殊出生率を比較すると、福生市は東京都市部の中で 7 番目に高くなっています。

図 福生市・東京都市部における合計特殊出生率の比較

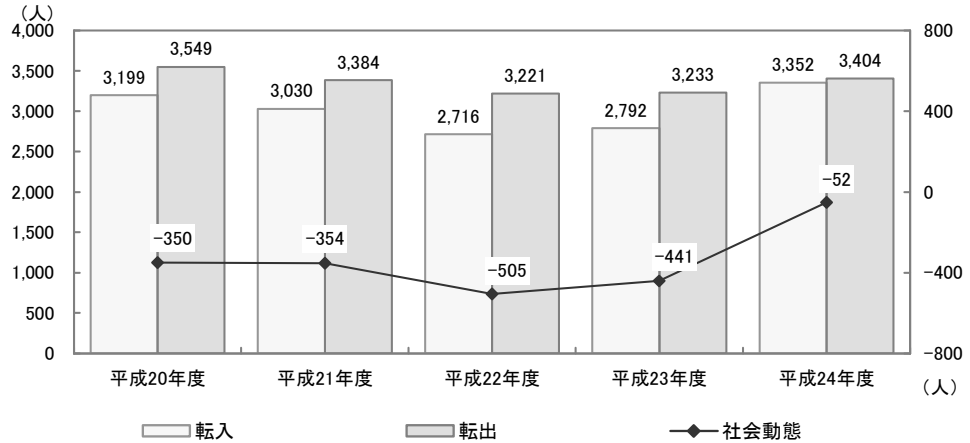


資料：東京都福祉保健局（平成 23 年）

⑥ 社会動態

福生市における社会動態をみると、平成22年以降、社会増減は減少し、平成24年では、-52人となっています。

図 社会動態の推移

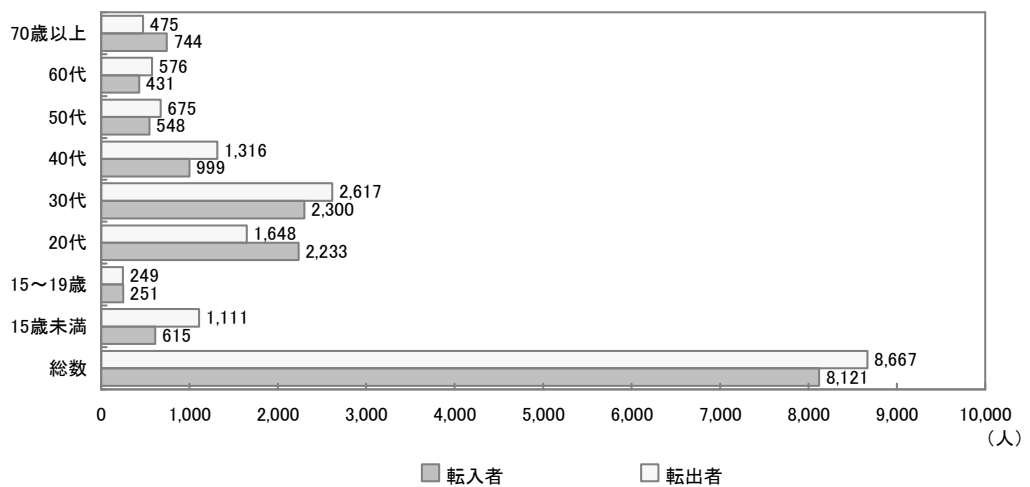


資料：事務報告書

⑦ 年代別転入出の動向

年代別転入出の動向をみると、転出者は30代で最も多く2,617人、転入者は20代で最も多く2,233人となっています。

図 年代別転入出の動向



資料：国勢調査（平成22年）

⑧ 出生から小学校入学までの人口の推移

出生から小学校入学までの人口の推移をみると、毎年度の出生児が小学校入学時まで
に約 100 名減少しています。

表 出生から小学校入学までの人口の推移

時点	平成 15 年 1 月 1 日 0 歳児		平成 16 年 1 月 1 日 0 歳児		平成 17 年 1 月 1 日 0 歳児		平成 18 年 1 月 1 日 0 歳児	
平成 15 年 1 月 1 日	569	(0 歳)						
平成 16 年 1 月 1 日	556	(1 歳)	562	(0 歳)				
平成 17 年 1 月 1 日	527	(2 歳)	585	(1 歳)	541	(0 歳)		
平成 18 年 1 月 1 日	511	(3 歳)	537	(2 歳)	536	(1 歳)	539	(0 歳)
平成 19 年 1 月 1 日	491	(4 歳)	510	(3 歳)	517	(2 歳)	516	(1 歳)
平成 20 年 1 月 1 日	483	(5 歳)	494	(4 歳)	486	(3 歳)	485	(2 歳)
平成 21 年 1 月 1 日	479	(6 歳)	490	(5 歳)	471	(4 歳)	467	(3 歳)
平成 22 年 1 月 1 日	465	(7 歳)	468	(6 歳)	474	(5 歳)	462	(4 歳)
平成 23 年 1 月 1 日	459	(8 歳)	455	(7 歳)	455	(6 歳)	439	(5 歳)
平成 24 年 1 月 1 日	456	(9 歳)	461	(8 歳)	440	(7 歳)	429	(6 歳)
平成 25 年 1 月 1 日	456	(10 歳)	465	(9 歳)	448	(8 歳)	437	(7 歳)
小学校入学時の 人口増減	-104		-107		-101		-102	

資料：住民基本台帳

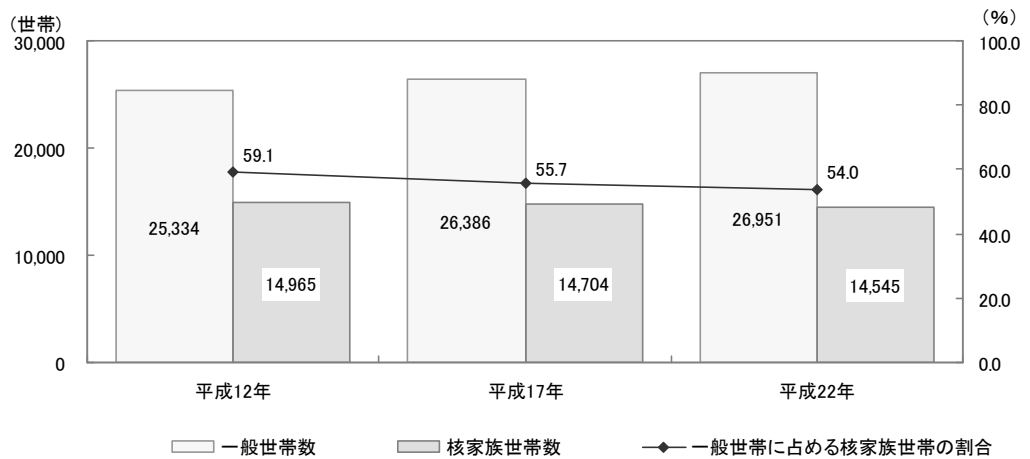
(2) 世帯

⑨ 核家族世帯数等の推移

一般世帯数は、平成12年から増加傾向にあります。核家族世帯数は平成12年以降減少傾向にあります。

一般世帯に占める核家族世帯の割合をみても、平成12年から減少傾向にあり、平成22年には54.0%となっています。

図 核家族世帯数の推移

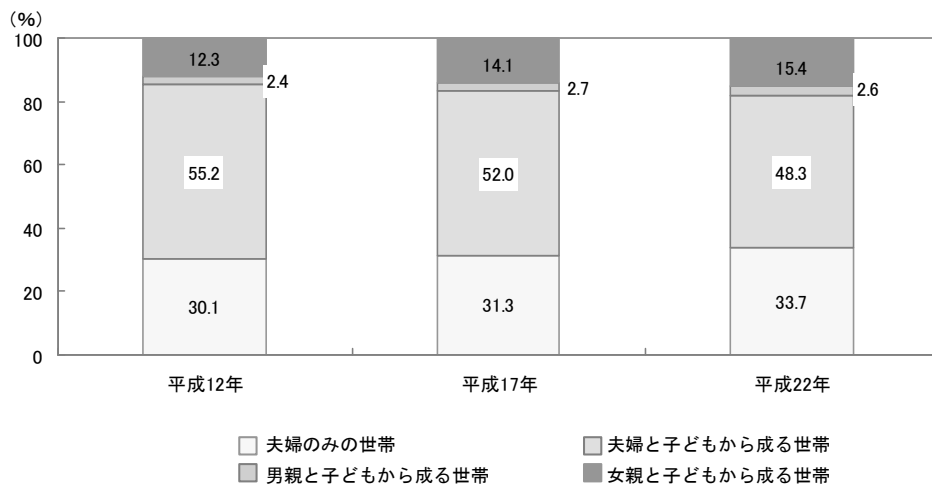


資料：国勢調査

⑩ 核家族世帯の内訳

核家族世帯の内訳をみると、平成12年に比べ、夫婦と子どもから成る世帯の割合が減少しており、夫婦のみの世帯及び女親と子どもから成る世帯の割合が増加しています。

図 核家族世帯の内訳



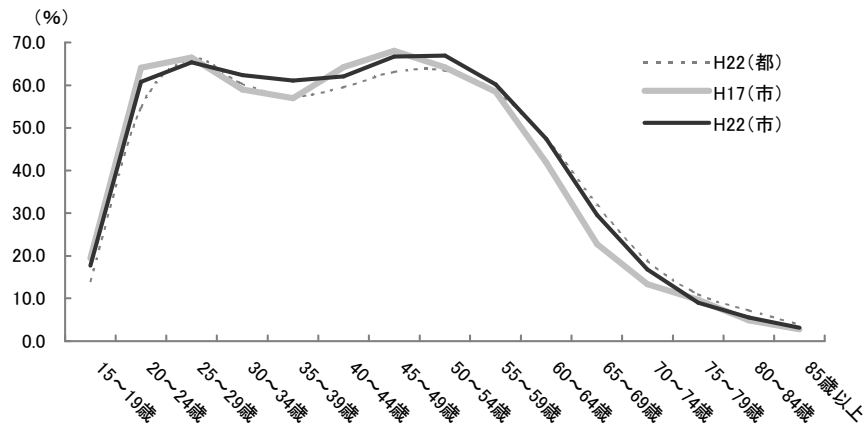
資料：国勢調査

⑪ 就業

ア 女性の労働力率の推移

女性の労働力率をみると、平成 17 年に比べ、特に 30 歳代において、女性の労働力率は上昇しており、30 歳代の出産・育児期に落ち込み、再び増加する M 字カーブは解消されつつあります。

図 女性の労働力率

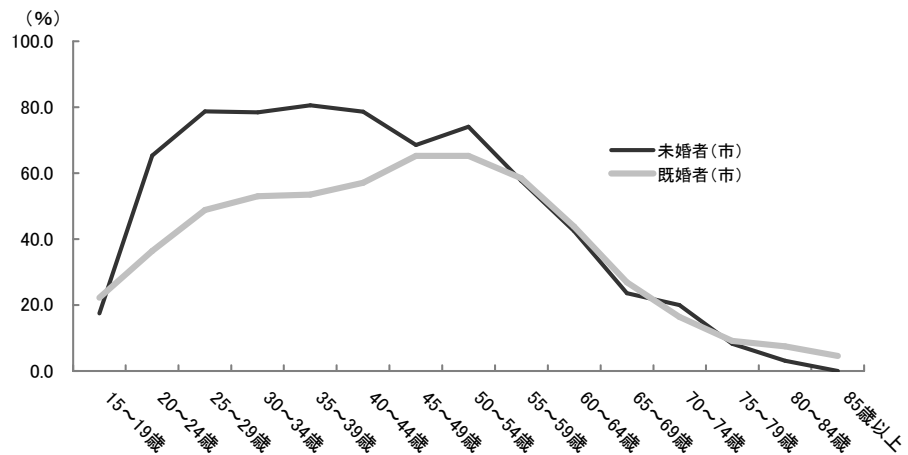


資料：国勢調査

イ 女性の既婚・未婚別の労働力率

未婚・既婚別女性の労働力率をみると、未婚と既婚では 20、30 歳代で、約 30 ポイントの差となっています。

図 女性の既婚・未婚別の労働力率

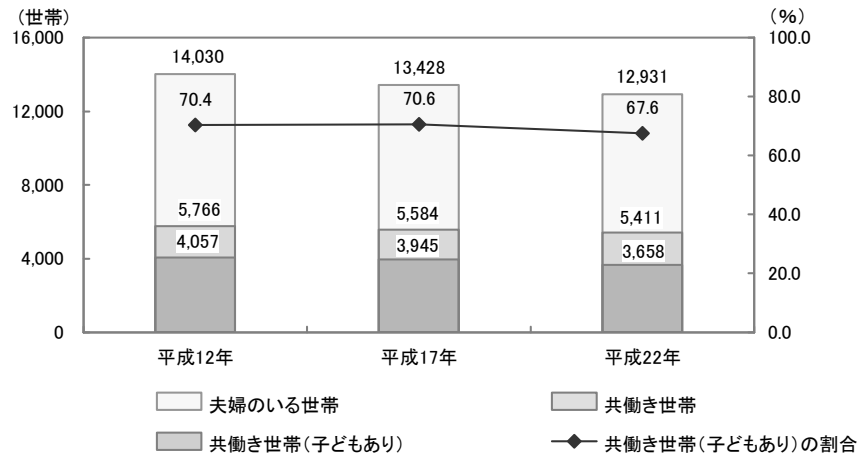


資料：国勢調査

ウ 共働き世帯の状況

共働き世帯の状況をみると、平成12年以降共働き世帯はやや減少傾向にあり、共働き世帯の中で子どもがいる世帯が占める割合も減少しています。

図 共働き世帯の状況



資料：国勢調査

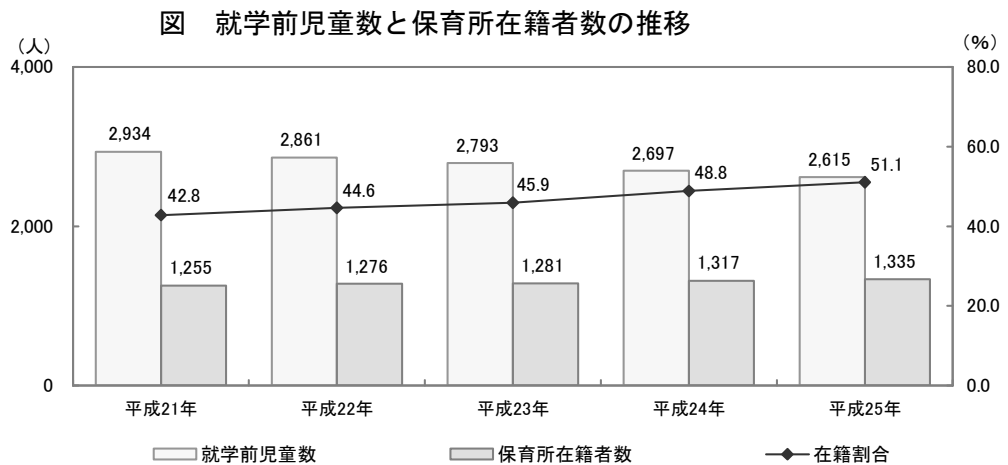
2 福生市の保育所・幼稚園における現状

(1) 保育所

① 就学前児童数と保育所在籍児童数

就学前児童数は年々減少していますが、保育所（認可保育所、認証保育所、認定こども園、保育室を含む）在籍者数は増加しています。

就学前児童数に対する保育所在籍者数の割合をみると、平成21年では42.8%なのに対し、平成25年では51.1%と8.3ポイント増加し、半数が保育所に在籍しています。

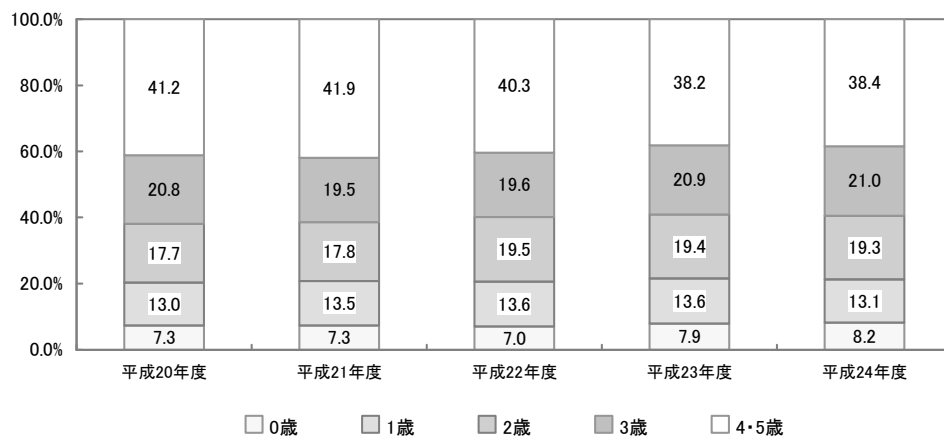


資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年4月1日）、事務報告書
 保育所在籍者数：子ども育成課（各年4月）

② 年齢別保育所（園）の在籍割合

年齢別保育所（園）の在籍割合をみると、平成20年以降0歳～2歳児の割合はゆるやかな増加傾向がみられます。

図 年齢別保育所（園）の在籍割合

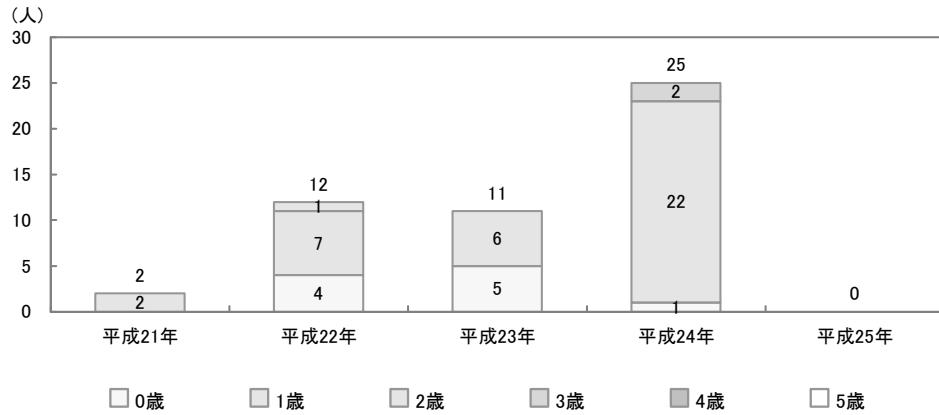


資料：事務報告書（各年度3月1日）

③ 待機児童数の推移

待機児童数をみると、平成22年から平成24年までは、10人以上の待機児童がおり、平成25年4月1日現在では、0人となりました。

図 待機児童数の推移（各年4月1日現在）



資料：事務報告書（各年4月1日現在）

1. 延長保育実施状況
2. 休日保育実施状況
3. 障害児保育実施状況など現在作成中

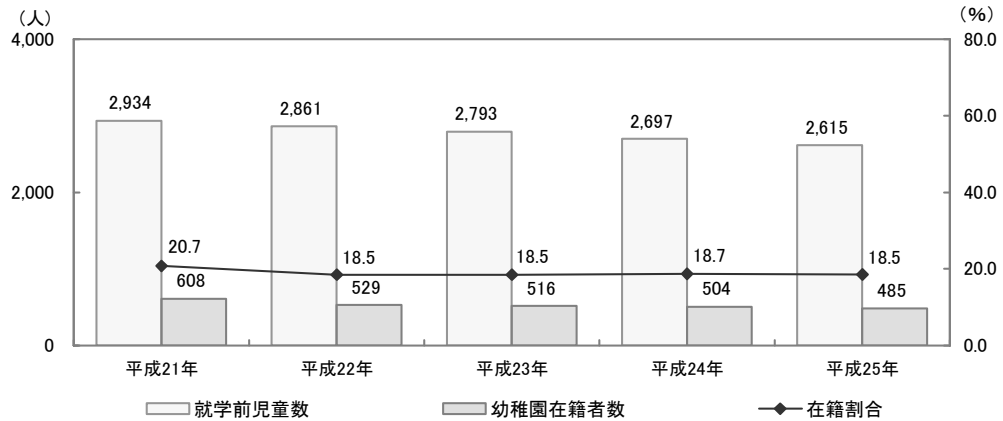
(2) 幼稚園

④ 就学前児童数と幼稚園在籍者数

就学前児童数は年々減少傾向にあり、それに伴い、幼稚園在籍者数も減少しています。

就学前児童数に対する幼稚園在籍者数の割合をみると、平成21年では20.7%なのに対し、平成25年では18.5%と2.2ポイント減少しています。

図 就学前児童数と幼稚園在籍者数の推移

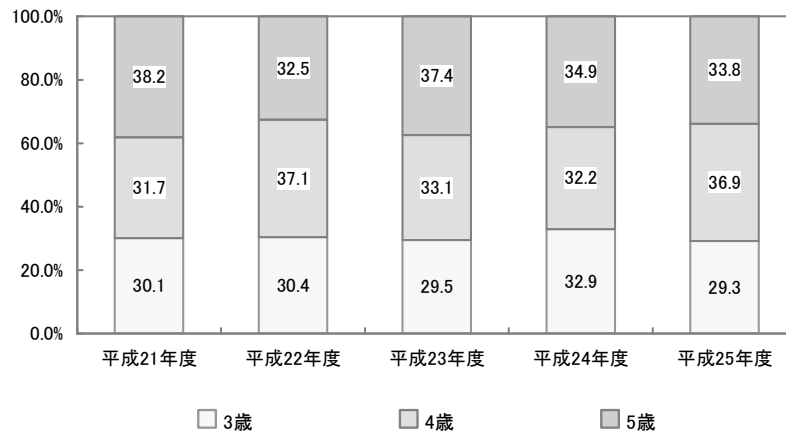


資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年4月1日）、事務報告書
幼稚園在籍者数：子ども育成課（各年5月）

⑤ 年齢別幼稚園の在籍割合

年齢別幼稚園の在籍割合をみると、各年齢の割合はほぼ横ばいで推移しています。

図 年齢別幼稚園の在籍割合



資料：子ども育成課（各年度5月1日）

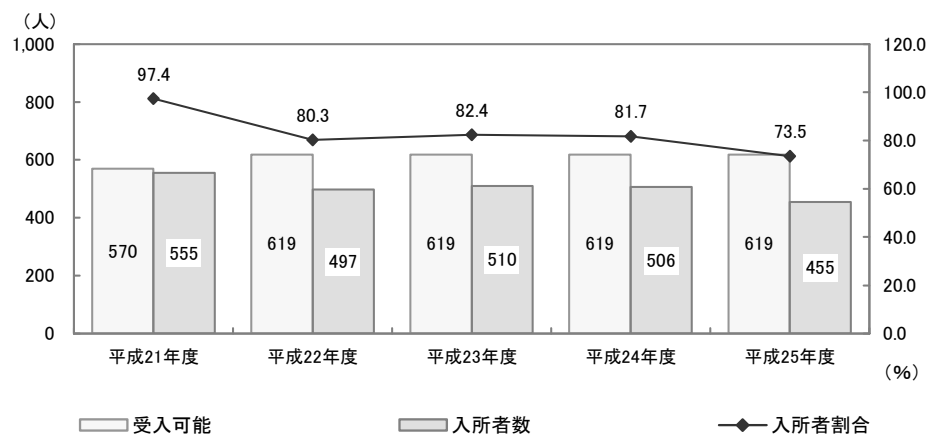
(3) 学童クラブの性別学年別入所者数及び定員数

① 学童クラブの定員数及び入所者数

平成 22 年度に 2 クラブを増設し、平成 22 年度以降の受入れ可能数を 619 人としています。

入所者数をみると、平成 21 年度に「放課後子ども教室（ふっさっ子の広場）」を全小学校に開設したこともあり、平成 21 年と比較すると平成 25 年では、入所児童数が 100 人減少しています。

図 学童クラブの定員数及び入所者数の推移



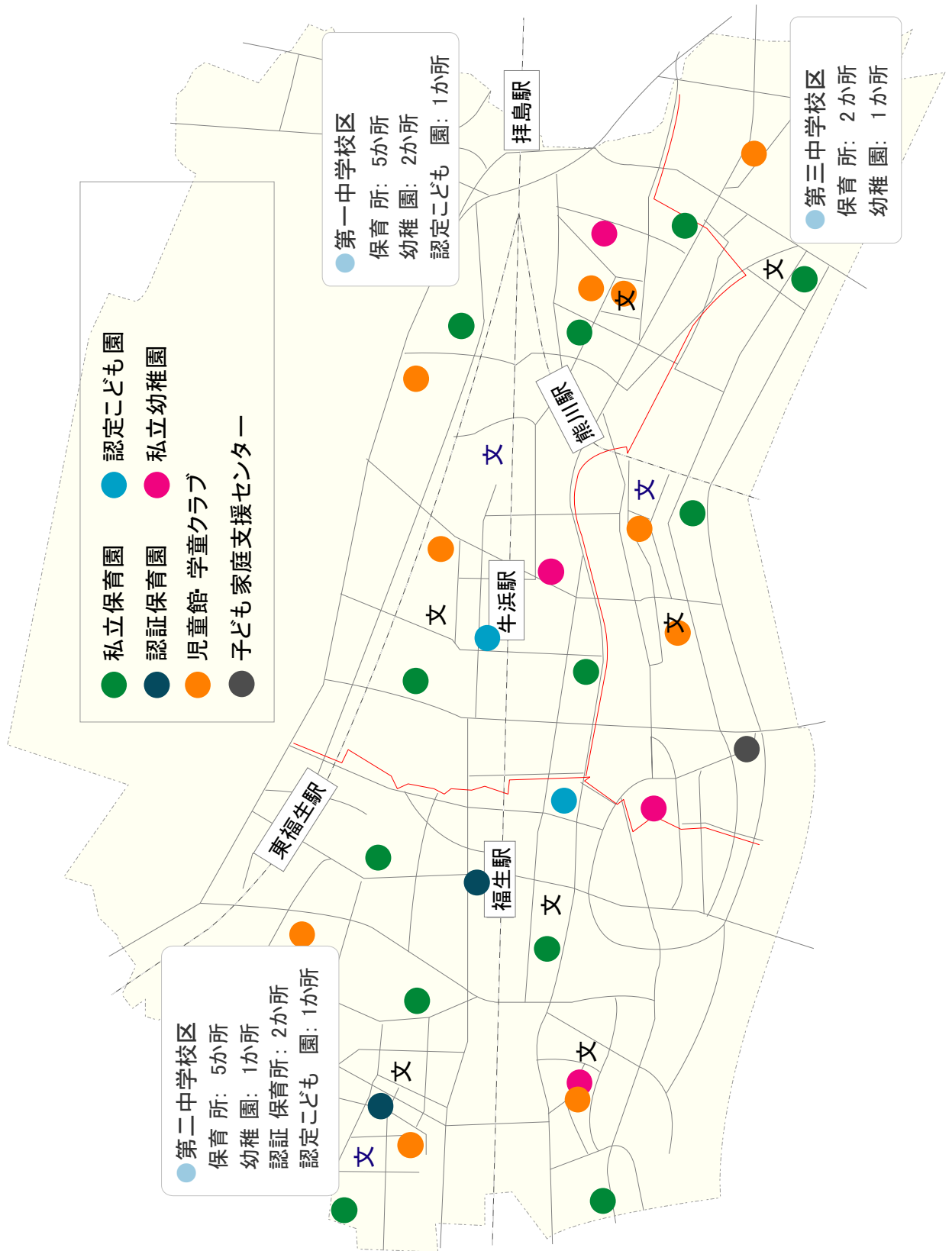
資料：子ども育成課（各年 5 月 1 日現在）

図 学童クラブの性別学年別入所者数、受入れ可能数及びクラブ数

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
1 年生	男	102 人	82 人	88 人	83 人	69 人
	女	98 人	81 人	92 人	78 人	81 人
2 年生	男	72 人	80 人	66 人	81 人	69 人
	女	82 人	82 人	73 人	79 人	54 人
3 年生	男	70 人	56 人	56 人	51 人	61 人
	女	76 人	56 人	73 人	60 人	62 人
4～6 年生	男	26 人	23 人	26 人	33 人	24 人
	女	29 人	37 人	36 人	41 人	35 人
小計	男	270 人	241 人	236 人	248 人	223 人
	女	285 人	256 人	274 人	258 人	232 人
合計		555 人	497 人	510 人	506 人	455 人
受入れ可能数		570 人	619 人	619 人	619 人	619 人
クラブ数		10	12	12	12	12

資料：子ども育成課（各年 5 月 1 日現在）

(4) 保育・教育施設の配置状況



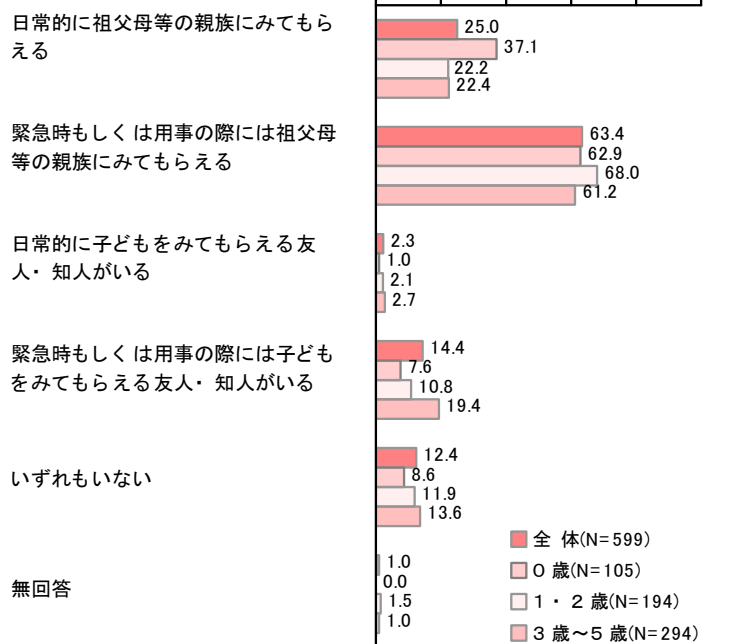
3 アンケートから見られる現状

(1) お子さんご家族の状況について

① 子どもをみてもらえる親族・知人

- ・0歳、1・2歳、3～5歳ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、60%を超えています。
- ・0歳児は他の年齢に比べて、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が37.1%となっています。
- ・少数ではあるものの、すべての年代で「いずれもない」が全体で12.4%となっています。

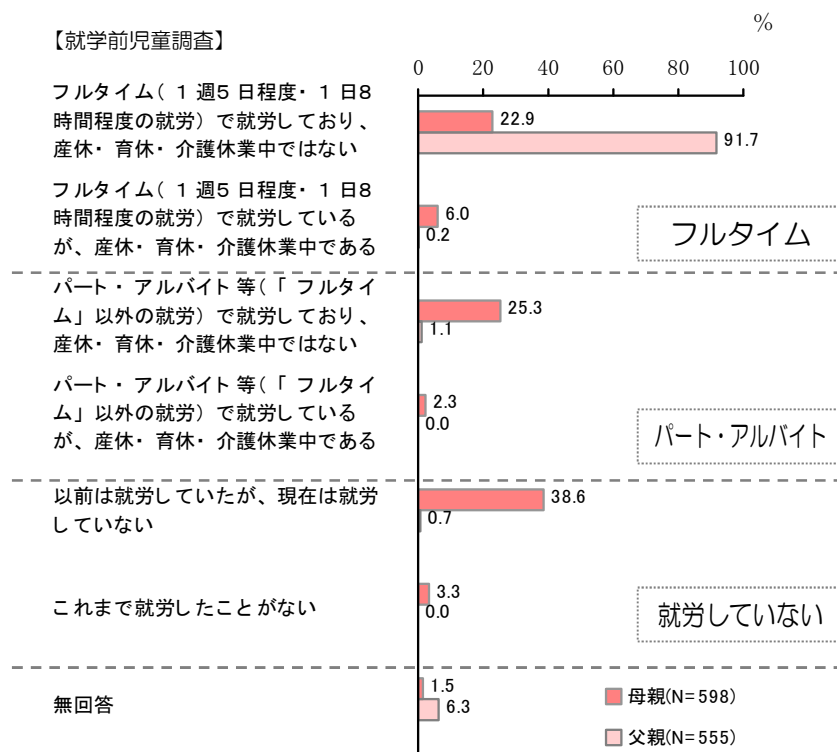
【就学前児童調査】



② 母親と父親の就労状況

- ・母親は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が38.6%、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が25.3%となっています。
- ・父親は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が91.7%となっています。

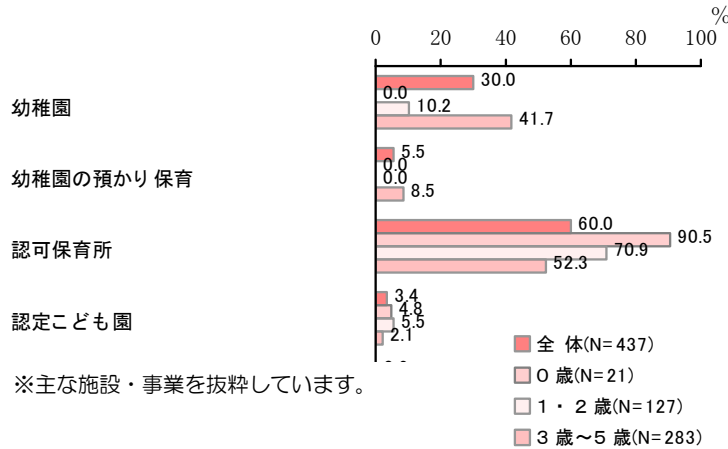
【就学前児童調査】



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日利用している教育・保育事業

【就学前児童調査】



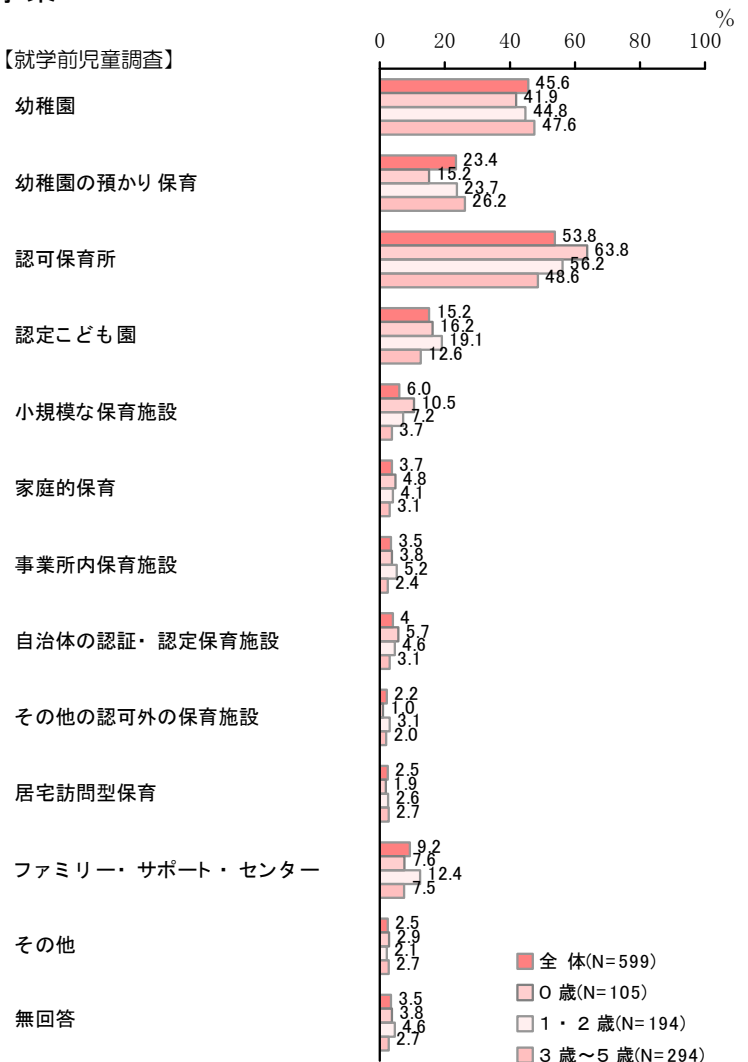
・幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は全体で73.0%（437件/599件）となっています。

・その内訳はすべての年齢で「認可保育所」が高く、0歳で90.5%、1・2歳で70.9%、3歳~5歳で52.3%となっています。

② 平日利用したい教育・保育事業

- ・現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、すべての年齢で「認可保育所」と「幼稚園」の割合が高くなっています。
- ・平日利用している状況（上段）と比較すると0歳、1・2歳で「幼稚園」の割合が高くなっているとともに、「幼稚園の預かり保育」への平日利用したいという希望の割合も高くなっています。
- ・「認定こども園」の利用希望も利用状況（上段）と比較すると高くなっています。

【就学前児童調査】

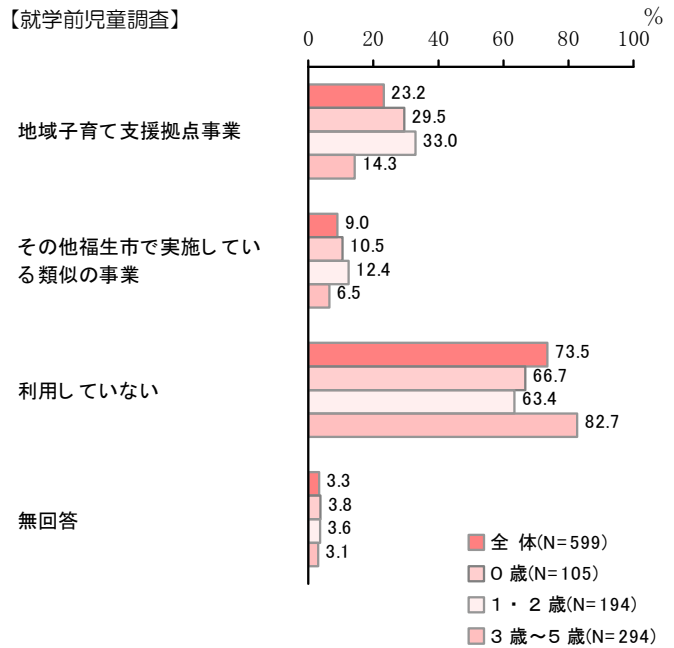


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

- ・地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）を利用しているかについて、「利用していない」の割合が高くなっており、3～5歳では82.7%となっています。
- ・「地域子育て支援拠点事業を利用している」の割合は1・2歳で33%となっています。
- ・その他、福生市で実施している類似事業は、子ども家庭支援センター・保健センター・公民館などが該当します。

【就学前児童調査】

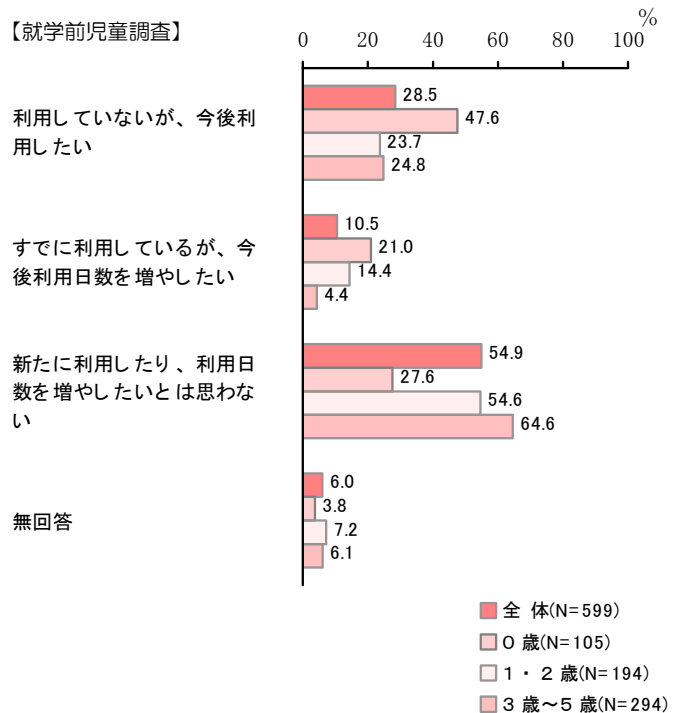


・「地域子育て支援拠点」…児童館の乳幼児対象事業や保育園で実施しているひろば事業、子育て相談事業です。

② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

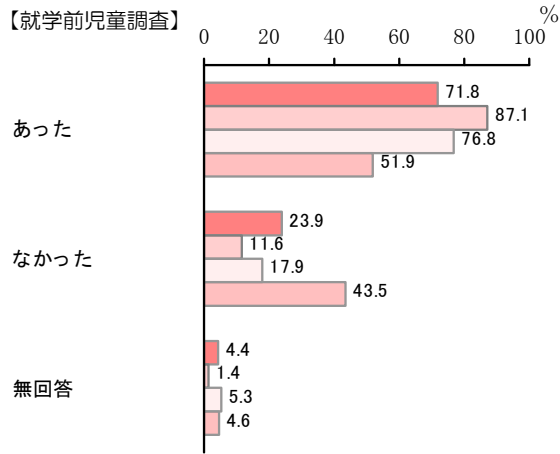
- ・地域子育て支援拠点事業について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が全体で54.9%となっています。
- ・「利用していないが、今後利用したい」が0歳で47.6%と特に高くなっています。

【就学前児童調査】

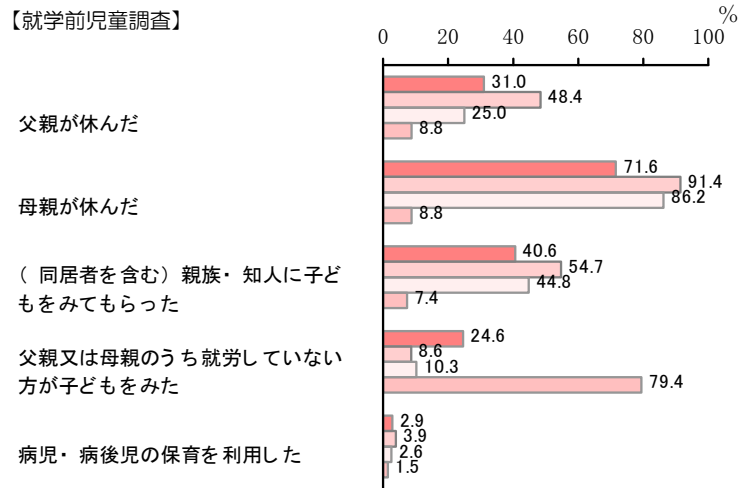
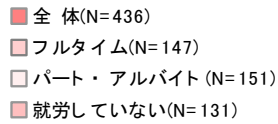


(4) 一時預かり等の短時間サービスについて

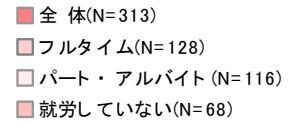
① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法



母親の就労状況



母親の就労状況



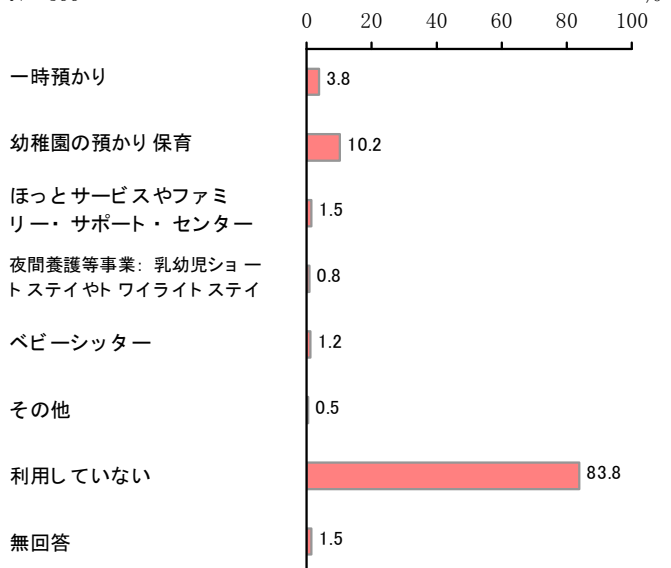
- ・ 1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」が全体で71.8%となっています。
- ・ 対処方法として、フルタイムとパート・アルバイトで「母親が休んだ」が全体で71.6%と最も高くなっています。また、フルタイムでは「父親が休んだ」が48.4%と高くなっています。

② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

- ・ 日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している事業はあるかについて、「利用していない」が83.8%と最も高くなっています。

【就学前児童調査】

N = 599

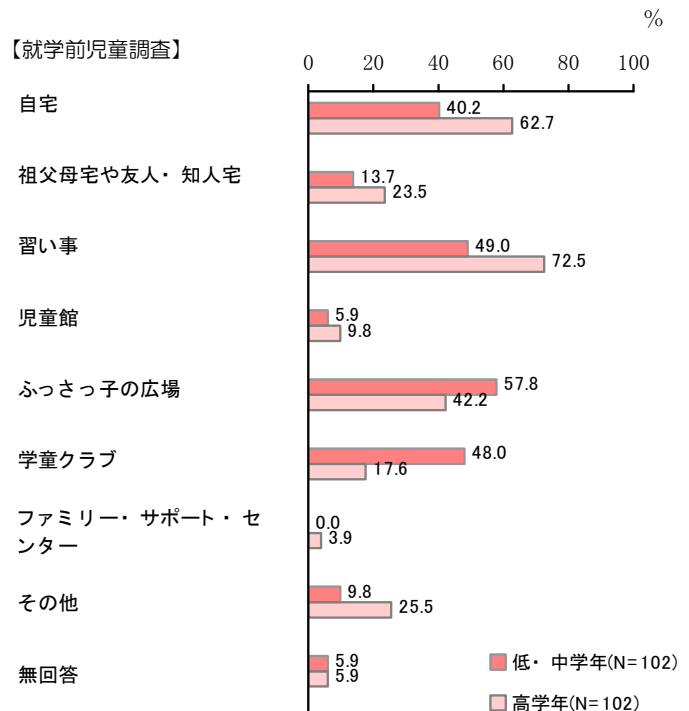


(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

① 就学前児童（5歳）の保護者の小学校にあがってからの希望

- ・お子さん（5歳）について、小学校にあがってからの放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、低・中学年（1～4年生）では、「ふっさっ子の広場」が57.8%、「習い事」が49%、「学童クラブ」が48%の順になっています。
- ・高学年（5・6年生）では、「習い事」が72.5%と最も多く、次いで「自宅」が62.7%となっています。

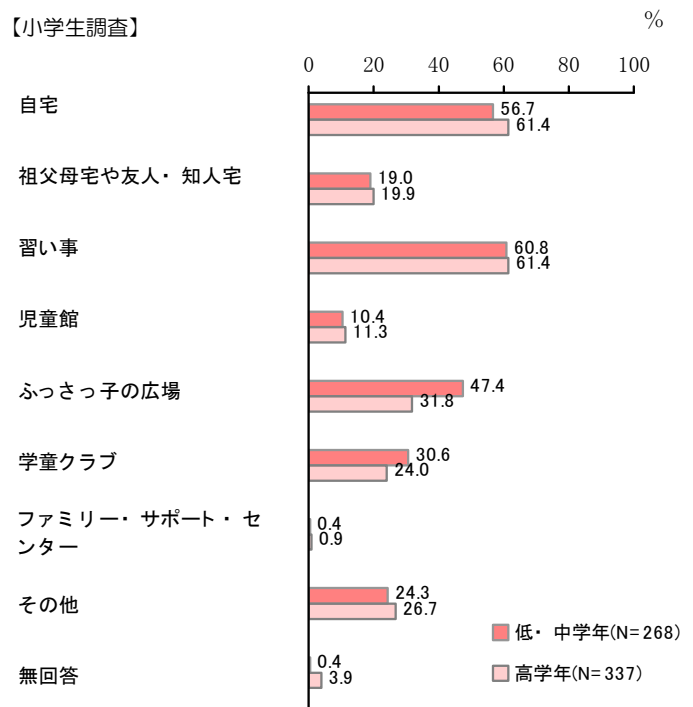
【就学前児童調査】



② 小学生の保護者の希望

- ・お子さんについて、低・中学年（1～4年生）のうち、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、「習い事」が60.8%、「自宅」が56.7%と高くなっています。
- ・学童クラブが小学校6年生（高学年）まで利用可能となった場合、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、「自宅」、「習い事」とともに61.4%と高くなっています。

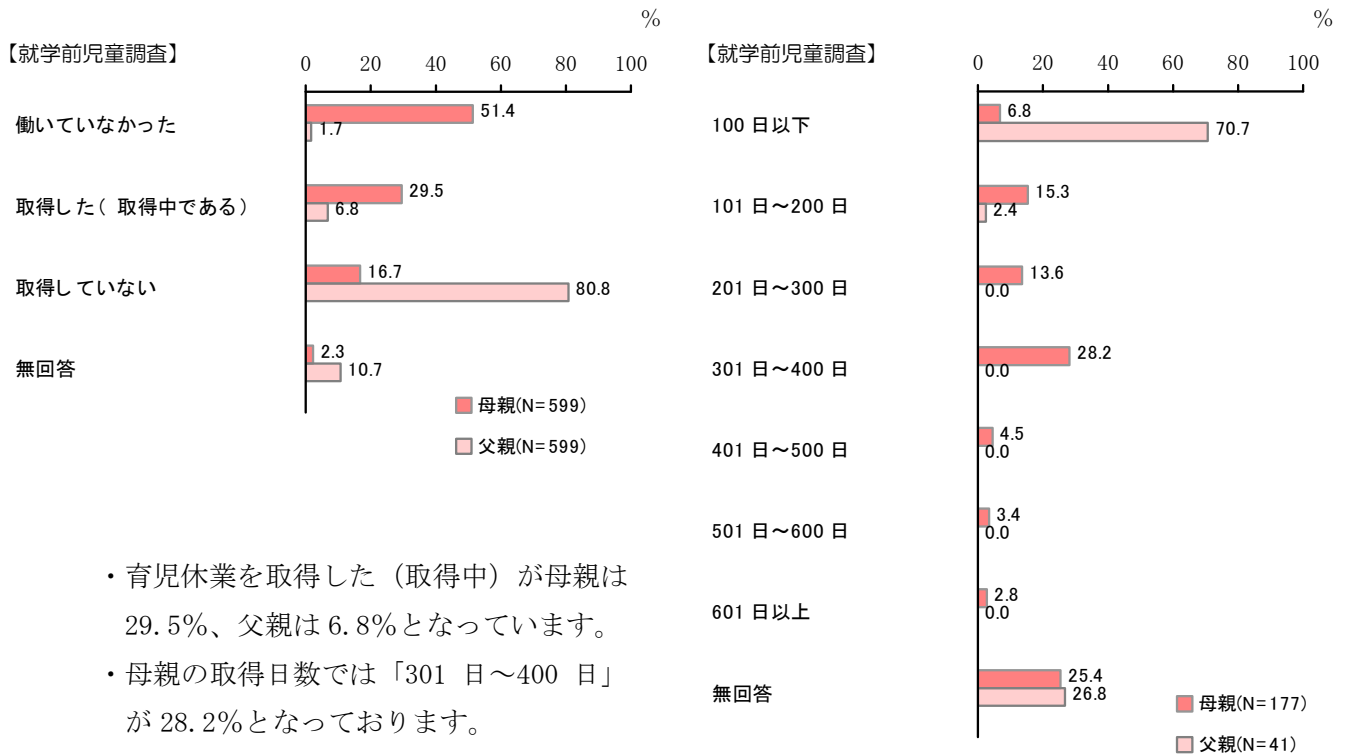
【小学生調査】



- ・「学童クラブ」…保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。
- ・「ふっさっ子の広場」…放課後に小学校内の施設や校庭を利用し、安全な見守りの中で、子どもが安心して楽しくすごせる「学び・体験・交流」の場です。

(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

① 育児休業の取得状況と、育児休業の取得日数



- ・育児休業を取得した(取得中)が母親は29.5%、父親は6.8%となっています。
- ・母親の取得日数では「301日～400日」が28.2%となっております。

② 取得していない理由

【就学前児童調査】

	件数	気があった	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事が忙しかった	仕事が終わった(産休後に)仕事に早く復帰した	仕事に戻るのが難しそうだった	昇給・昇格などが遅れそうだった	昇給・昇格などが遅れそうだった	収入減となり、経済的に苦しくなる	収入減となり、経済的に苦しくなる	保育所(園)などに預けることができた	配偶者が育児休業制度を利用した	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	子育てや家事に専念するため退職した	子育てや家事に専念するため退職した	職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	職場に育児休業の制度がなかった	件を満たさなかった	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	なかつた	育児休業を取得できることを知らなかつた	産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した	その他	無回答
母親	100	13.0	7.0	5.0	8.0	0.0	11.0	7.0	0.0	5.0	36.0	24.0	9.0	3.0	2.0	23.0	3.0								
父親	484	34.3	36.8	0.0	4.1	6.8	30.4	1.2	19.2	29.8	1.0	12.6	0.6	1.9	0.0	10.5	7.0								

- ・育児休業を取得していない方の理由は、母親で、「子育てや家事に専念するため退職した」が36%と最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」が24%となっています。
- ・父親では、「仕事が忙しかった」が38.6%、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が34.3%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が30.4%となっています。

(7) 子育て全般について

① 子育てで不安や負担と感ずること

	件数	子どもの健康に不安がある	子どもの発育・発達に不安がある	子どもの食事や栄養に不安がある	子どもの教育に不安がある	子どものしつけに不安がある	子どもの友だちづきあいに不安がある	配偶者の協力が少ない	配偶者と子育ての意見が合わない	子育てにかかる経済的な負担が大きい	子育ての大変さを身近な人が理解してくれない	配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいない	地域の子育て支援サービスの内容や利用・申込方法がよくわからない	住宅が狭い	不安や負担などは感じない	その他	無回答
就学前児童	599	14.9	13.4	21.9	28.4	46.1	20.0	13.9	6.2	38.4	4.3	12.0	7.2	17.5	6.7	8.2	3.7
小学生	337	9.5	14.2	16.0	40.9	31.8	32.6	12.8	6.2	45.4	2.1	5.0	5.3	15.7	8.6	5.6	5.6

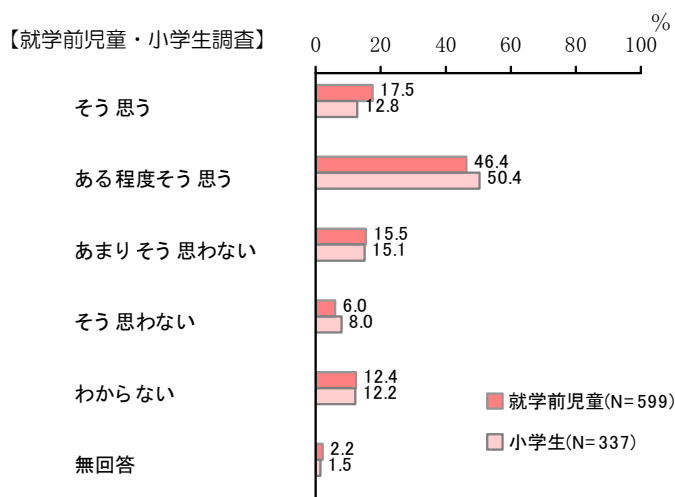
② 子育てで必要な支援・対策

	件数	地域の充実	保育サービスの充実	子育て支援のネットワークづくり	活動拠点の充実	地域における子どもの活動	妊娠・出産に対する支援	母親・乳児に対する安心感	子どもの教育環境	子育てしやすい住居・まちの環境面の充実	仕事と家庭生活の両立	子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	特別な支援を要する児童への支援	その他	無回答
就学前児童	599	23.5	29.0	6.3	11.7	9.2	8.5	22.9	25.2	25.9	21.9	3.5	2.2	26.2	
小学生	337	24.0	8.6	5.9	17.8	5.0	3.3	36.2	24.9	25.5	35.0	7.7	4.7	16.9	

- ・子育てに関して、不安や負担などを感じることにについては、就学前児調査では、「子どものしつけに不安がある」が46.1%と最も高く、小学生調査では、「子育てにかかる経済的な負担が大きい」が45.4%となっています。
- ・子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じているかについては、就学前児童調査では、「保育サービスの充実」が29%と最も高く、小学生調査では、「子どもの教育環境」が36.2%高くなっています。

③ 子育てしやすいまちか

- ・福生市は子育てしやすいまちだと思いますかについては、「そう思う」と「ある程度そう思う」をあわせた“子育てしやすいまちだと思う”が就学前調査では、63.9%、小学生調査では、63.2%となっています。



4 福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

平成 25 年度に実施した福生市次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～平成 26 年度）の実施状況に基づき、国に報告義務がある特定事業や市独自数値目標について評価を行い、その評価を踏まえ、本計画に引き継ぐ分野や指標、重点をおくべき分野や指標を明確にしました。

目標 1 「家庭・地域における子育ての支援」の評価

共働き家庭だけでなく専業主婦やひとり親家庭、障害児を養育している家庭など、すべての子育て家庭への支援が求められていることから、子育て家庭の孤立を防ぎ、負担を軽減するために子育て家庭を地域社会全体で支援してきました。

目標全体では平成 25 年度までの A 評価の達成率は（84%：52 事業/62 事業）として、おおむね高い達成率となっています。一方で、B 評価となった事業は、地域子育て支援事業（センター型）、子育てサポーター制度などがあげられ、実施に向けた検討を行っているものが多くなっています。また、この目標には多くの事業が位置づけられていることから、目標の方向性を再整理しながら、事業を整理していく必要があります。

目標 2 「母と子の健康を守り増進する」の評価

母子の健康を確保するため保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図り、母子保健施策等を充実するとともに、食育や思春期保健対策を推進してきました。

目標全体では平成 25 年度までの A 評価の達成率は 92%（36 事業/39 事業）となっています。B 評価事業は、妊産婦・新生児訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業、喫煙防止教室のみとなっています。新計画において、地域子ども子育て支援事業として法定化されている事業もあるため、さらなる充実が必要であるとともに、母子保健分野については、次世代育成支援行動計画に引き続き、本計画で内包する分野とあることから、新計画における目標達成に向けた新たな取り組みが必要になっています。

目標3「子どもの豊かな人間形成を支えるまちづくり」の評価

保育園、幼稚園との連携を保ちながら子どもの将来を見据えた子育て支援及び幼児教育の充実を図るとともに、家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実を図ってきました。また、家庭内における児童虐待、学校におけるいじめ等の早期発見に努め、関係機関をはじめ地域が連携をして適切な対応が図れるよう体制の整備に努めてきました。

目標全体では平成25年度までのA評価の達成率は95%（36事業/38事業）となっています。B評価事業は、高等学校教員出前授業の実施、小・中学校交流会の実施の2事業のみとなっています。新計画においては「福生市教育振興基本計画」と整合・分担について整理をしながら、それぞれの計画の事業の進捗管理の明確化が必要となっています。

目標4「子育てと仕事を両立できるまちづくり」の評価

子育てと仕事の両立が可能となるような多様なサービスの提供ができるよう努め、保護者の選択の幅を広げてきました。

目標全体では平成25年度までのA評価の達成率は82%（27事業/33事業）となっています。B評価事業は、訪問型一時預かり事業の実施、病児保育、幼稚園における園庭・園舎の開放、家庭福祉員制度（保育ママ）、幼稚園における一時預かり事業があげられますが、既に代替となる事業で実施している事業もあるため、現状のニーズを検証をしつつ、新計画において方向性を検討する必要があります。

目標5「子どもにやさしいまちづくり」の評価

子どもの権利を守り、事故や犯罪から子どもを守る安全で安心できるまちを目指してきました。

目標全体では平成25年度までのA評価の達成率は85%（11事業/13事業）となっており、おおむね方向性通り実施できるものの、市民アンケート調査の自由意見では、防犯、通学路、公園の整備などに対する対策・改善を強化してほしいという意見が多くありました。

新計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、具体的な位置づけがされていない目標ではあるものの、本市としては、子ども・子育ての視点で、まちづくりに着眼して、関係部署に呼びかけを行っていきたいと考えています。

《総括》

本市は、「子育ての喜びが実感できるまち」を基本理念として、平成 16 年 3 月に次世代育成支援行動計画前期計画を策定し、平成 22 年 3 月に次世代育成支援行動計画後期計画として策定しました。

本市は、大きく「家庭・地域における子育ての支援」「母と子の健康を守り増進する」「子どもの豊かな人間形成を支えるまちづくり」「子育てと仕事を両立できるまちづくり」「子どもにやさしいまちづくり」という側面から、従来からの施策に加え新たな施策の取り組みも開始しました。

前期計画の取り組みの総括から、最初の立ち上げとして概ね順調に進んでいると評価されたものの、市民から見て事業内容や事業成果がわかりにくいという課題もあったため、地域全体で子育てを支援し続ける意識を持続できるよう、次代を担う子どもたちの声を聞きながら、すこやかな育ちを実現できる仕組みを構築していくとして、後期計画に引き継いでいます。

しかし、妊娠・出産から乳幼児期、児童期、青少年期と、心身ともに最も発達する時期の保護者や子どもたちを支援していく取り組みには、様々な課題が存在します。

市民アンケート調査からは、仕事と子育てをしながら子育てしやすいまちと評価があるものの、乳幼児期や在宅で子育て支援している家庭における地域の子育て支援事業に対するニーズの高さに対して、拡充が求められているとともに、病児病後児保育事業や一時預かり事業など、短時間サービスへの期待も大きい結果となっています。

一方で、保育所や幼稚園、小学校等の子育て担い手調査から、子どもたちの生活リズムが乱れていたり、我慢できなかつたり、じっとしてられないなど、気になる子どもが増えてきているという声があがっています。

一人一人の子どもが健やかに成長することができるよう、子どもたちと大きな影響を及ぼす家庭環境における養育環境づくりを支援するための親に対する正しい情報発信と保育サービス等による子育てサポート、そして学校・幼稚園・保育所における環境を充実していくための信頼できる教育・保育内容を確保していくことが求められます。

以上より、これまで 10 年間の時限立法（現在、延長確定している）として推進してきた次世代育成支援行動計画の内容を引き継ぎながら、関連部署をはじめとした多くの社会資源を巻き込みながら、子ども・子育て支援を推進していくとともに、子どもが産まれる胎児期から妊娠期・乳幼児期・幼児期・学童期・思春期まで切れ目なく支援できる「子どもにとって」をコンセプトにした新たな新計画へと引き継いでいきます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念（案）

本市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。

子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、時代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

福生らしい個性と魅力、にぎわいと活気を生み出し、すべての市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思え、『このまちが好き 夢かなうまち 福生』を実現できるよう、「子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち」を基本理念として、子育て支援の施策を推進します。

2 基本方針

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変わっている現在、地域をあげて社会全体で子ども・子育て支援を実施する、新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

本計画では、これまで推進してきた「福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を踏まえ、次の4つを基本方針として「子ども・子育て支援新制度」における「子どもの最善の利益」と子育て支援施策を通じた魅力あるまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。

（1）すべての子どもとその家庭に立った支援

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

また、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。そのために、親としての自覚と責任を高めつつ、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

（2）生まれる前から切れ目のない支援

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

そのためにも、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うことが重要です。

（3）地域社会全体で子育てを支援

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

(4) 男女共同参画とワークライフバランスの推進

福生市では、福生市男女共同参画行動計画に基づき、すべての市民が、性別にかかわらずなく、個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、市民、事業者、各種団体と連携し、協働して取り組んでいます。

特に、「ワーク・ライフ・バランス」の実現には、すべての人が仕事、家庭・地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動を、自らが希望するバランスで行えることが必要です。

就労の場において、男女がともに力を発揮し、ともに働けるような環境づくりと仕事と家庭の両立支援の充実を目指します。

(5) 福生らしい個性と魅力を活かした子育て支援

福生市は、自然、歴史、文化、産業など、かけがえのない財産が豊富に存在する中、多くの人たちの努力により発展を続けてきました。子育て支援においても、ふっさっ子の広場サポーター、学校支援サポーターなど、多くの地域住民との連携により、未来を担う子どもたちを地域ぐるみで健やかに育んできました。

これらの資源の活用を図り、福生らしい個性と魅力、にぎわいと活気を生み出し、“ふっさっ子”が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思える、夢と希望のある営みへとつながっていく事業を推進します。

3 基本目標

基本理念を実現するために、次の5項目を基本目標とし、総合的に施策を推進していきます。

基本目標1 家庭・地域における子育ての支援

子育てをしているすべての家庭が子育てにともなう喜びを実感できるように、地域における多様な人材や資源を活用し、行政と地域が一体となって様々な子育て支援の取り組みを推進します。

また、障害のある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども等、すべての子どもの健やかな成長を支援するために、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

基本目標2 母と子の健康を守り増進する

安心して健やかな子どもを生み育てることができるように、安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を推進します。

基本目標3 子どもの健やかな育ちを支援するまちづくり

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。また、家庭、学校・幼稚園・保育所、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育・保育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生み育てる喜びや楽しさを理解できるような取り組みを推進します。

基本目標4 子育てと仕事を両立できるまちづくり

働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

基本目標5 子どもにやさしいまちづくり

子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、伸び伸びと自由に行動できるように、親子が安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

4 施策の体系

